

議案第 18 号

関市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

関市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 14 日提出

関市長 山下 清 司

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

関市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和３９年関市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

別表３０年以上の項中「３０年以上」を「３０年」に改め、同表に次のように加える。

３１年	999,000	929,000	869,000	829,000	754,000	709,000
３２年	1,019,000	949,000	889,000	849,000	774,000	729,000
３３年	1,039,000	969,000	909,000	869,000	794,000	749,000
３４年	1,059,000	989,000	929,000	889,000	814,000	769,000
３５年以上	1,079,000	1,009,000	949,000	909,000	834,000	789,000

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。